

第6回 池袋駅周辺地域再生委員会 交通検討部会

議 事 録

I. 日 時：令和2年9月14日（月）18:00～20:00

II. 場 所：豊島区本庁舎 5階 508会議室

III. 部員名簿：

区 分	所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
部会長	横浜国立大学 教授・副学長	中村 文彦	
副部会長	東京大学 工学研究科 社会基盤学専攻 教授	羽藤 英二	欠席
〃	イーグルバス株式会社 顧問	坂本 邦宏	
〃	日本大学 理工学部 土木工学科 教授	大沢 昌玄	
部員	国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路事業調整官	小川 博之	
〃	国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路交通施設安全対策官	小路 剛志	欠席
〃	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課長	高橋 竜太郎	
〃	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長	鈴木 俊一	代理
〃	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通計画調整担当課長	酒井 浩一	代理
〃	東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課長	神子 信之	代理
〃	東京都 建設局 道路管理部 安全施設課長	三浦 和広	代理
〃	警視庁 交通部管理官 都市交通管理室長	椎名 啓雄	
〃	警視庁 池袋警察署 交通課 課長	吉越 守	
〃	警視庁 目白警察署 交通課 課長	和田 誠	
〃	警視庁 巣鴨警察署 交通課 課長	塩田 竜也	
〃	一般社団法人東京バス協会 専務理事	二井田 春喜	
〃	公益財団法人東京タクシーセンター 指導部次長 施設管理課長兼務	平瀬 剛	
〃	東京商工会議所 豊島支部 会長	渡邊 裕之	
〃	豊島区商店街連合会 会長	足立 勲	代理
〃	豊島区町会連合会 副会長	塚田 義信	欠席
〃	豊島区観光協会 常任理事	前原 一仁	
〃	豊島区 副区長	齊藤 雅人	欠席
〃	豊島区 都市整備部長	近藤 正仁	
〃	豊島区 都市整備部 土木担当部長	原島 克典	

IV. 議事次第

1. 開会
2. 部会長挨拶
3. 議事
 - 1) 第5回池袋駅周辺地域再生委員会・交通検討部会議事の確認
 - 2) 南北区道の歩行者優先化の検討について
 - 3) 南北区道周辺荷さばきルールの策定について（報告）
 - 4) 池袋地区駐車場地域ルールの策定について（報告）
4. その他
5. 閉会

V. 配布資料

議事次第

- 資料1 昨年度までの検討概要と本年度の実施内容について
- 資料2-1 第1回南北区道周辺荷さばきルール策定懇談会での意見と対応案
- 資料2-2 南北区道周辺荷さばきルール
- 資料3-1 池袋副都心交通戦略2020更新版
- 資料3-2 池袋副都心交通戦略2020更新版 前回（第5回）部会からの変更箇所一覧表
- 資料4 池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアル概要版（案）
- 資料5 第6回池袋駅周辺地域再生委員会・交通検討部会 委員名簿
- 参考資料1 第5回池袋駅周辺地域再生委員会・交通検討部会 議事録（案）
- 参考資料2 池袋地区駐車場地域ルール要綱
- 参考資料3 池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアル

VI. 議事概要

○開会

（事務局）

- ・ 前回（令和2年2月26日）の第5回交通検討部会では、南北区道の歩行者優先化の実証実験の結果について及び国土交通省の「都市・地域総合交通戦略要綱」の改定を受けた池袋副都心交通戦略の更新についてご議論を頂いた。また、今年3月には「池袋副都心交通戦略2020更新版」を策定し、8月18日に国土交通省の大臣認定を頂くことができた。これは本区の交通関係施策における大きな成果と言えるものである。更新にあたり委員の皆様にご尽力頂いたこと大変感謝している。本日は、南北区道の歩行者優先化に関する本年度の事業実施内容についてご議論頂きたい。また、今年3月に「池袋地区駐車場地域ルール」、7月に「南北区道周辺荷さばきルール」を策定したので、ご報告を差し上げたい。

○部会長挨拶

（部会長）

- ・ 池袋副都心交通戦略は、皆様のご尽力で一歩ずつ進んできており、喜ばしく思っている。

まだこの先実施していく施策が幾つかあり、また実際に実施してみると見えてくる課題もあると思う。本部会では、そういった課題を丁寧に検証しながら進めてきたが、今後も丁寧に進めていければと考えている。今回も活発な議論をよろしく願いたい。

○資料の取り扱いについて

- ・参考資料1「第5回池袋駅周辺地域再生委員会・交通検討部会 議事録（案）」は現時点では（案）であり内容が未確定なため非公開とする。その他の資料は公開とする。

○傍聴者の確認

（傍聴者なし）

○事務局より「第5回池袋駅周辺地域再生委員会・交通検討部会議事の確認」の説明

（事務局）

- ・前回の交通検討部会で、「池袋副都心交通戦略の更新については3月30日開催予定の池袋駅周辺地域再生委員会に議案として回る予定」と案内させて頂いたが、コロナウイルスの影響により、池袋駅周辺地域再生委員会が開催できなかった。したがって、個別に委員の皆様にご報告をさせて頂いたのでご報告差し上げる。
- ・また、前回の交通検討部会で、「『池袋副都心交通戦略 2020 更新版』について、軽微な修正に関しては部会長預かりとさせて頂く」ことで承認を頂いたが、その修正箇所についてご説明差し上げる。（以下、資料3-1、資料3-2を用いて修正箇所の説明）

（中村部会長）

- ・議事録については承認ということでよいか。

（一同）

- ・異議なし。

○事務局より「南北区道の歩行者優先化の検討について」の説明

討議内容は以下のとおり。

（大沢副部会長）

- ・事後調査の路上駐車状況調査について、ナンバープレートの車籍地（練馬、品川など）も記録することは可能か。東京都の荷さばき車両であれば、東京都トラック協会から周知されると思うが、埼玉などから来ている荷さばき車両などには周知が届かないかもしれないので、車籍地も記録しておく活用できるのではないか。

（事務局）

- ・ナンバープレートの車籍地も記録することとする。

（坂本副部会長）

- ・としま区民センターの共同荷さばきスペースは、短中期的な施策としてキーになる施設だと思われる。南北区道周辺荷さばきルール策定協議会でも運送事業者等から様々な要望があり、それをどう調整していくかが短期的に重要なポイントであることが議論された。今回（交通戦略）のとしま区民センター共同荷さばきスペースの利用台数調査では、土日の

計2回の調査の計画となっているが、もう少しモニタリング的に、月1回でも良いので継続的に観測した方が良いと考える。施設側（としま区民センター）で観測することはできないということなので、カメラ画像の活用（既存の防犯カメラの活用又は新規にカメラの設置等）など、検討できないか。

（事務局）

- ・としま区民センターの共同荷さばきスペースには監視カメラが設置されており、確認したところ、1週間から2週間程度の期間の映像が保存されているとのことである（それ以前の期間は順次上書きされる）。区の施設なのでデータの入手は可能であるので、これを活用してモニタリングの実施を検討したい。

（中村部会長）

- ・共同荷さばきスペースについては、運用を開始してからある程度の期間様子を見ながら、課題や改善する点があれば検討するというプロセスが大事だと思う。地域の方々に負担を求める施策であるので丁寧に進めた方が良い。大変だとは思いますが、継続的に観測するよう検討して頂きたい。

（東京都安全施設課長 三浦部員代理）

- ・南北区道の歩行者優先化の事後調査について、歩行者や店舗、運送事業者などへのアンケート調査の実施の予定はあるか。

（事務局）

- ・予算の都合上なかなか難しいということで、現在の計画ではアンケート調査は実施しないこととしている。ただし、南北区道周辺荷さばきルール策定協議会でも同様の質問があったということもあるので、検討させて頂きたい。

（中村部会長）

- ・南北区道の歩行者優先化は、これまで数年に渡る調査や検討を経て今年実施されることになったが、周辺の事業者の意見が全て反映されているかということなど、まだ課題があると考えている。一方で、歩行者が増加していることを考えれば、事後調査は手厚く実施するのが基本であると思う。予算の都合はあると思うが、歩行者優先化実施後の歩行者空間の状況について、地元の方々や利用者の実感を把握するうえでアンケートは実施した方が良いと思う。また、数字をきちんと押さえるのは大事で、歩行者数なのか滞留時間なのかそれ以外のものなのかということもあるが、色々な形で数字を見ていくことが大事だと思う。アンケートはやり方によってはバイアスが掛ることもあるので慎重に行うべきと思うが、様々な声を拾うということも基本なので、何ができるか尽力頂ければと思う。

（東京都交通計画調整担当課長 酒井部員代理）

- ・事前調査の調査日について、10月下旬頃予定とのことだが、10月下旬はハロウィンなど例年賑わっている時期である。既に検討されていると思うが、調査日はイベント等考慮して設定した方が良いと思う。

（事務局）

- ・南北区道周辺では、毎年この時期「ハロウィンコスプレフェスティバル」を開催しており、今年は10月31日（土）～11月1日（日）に開催が予定されている。したがって、事前調査の調査日は10月17日（土）（予備日10月24日（土））で調整している。この日は、特

に大きなイベント等の開催はないことを確認している。

(中村部会長)

- ・今回の事前・事後調査では、特異日を外すということで良いと思う。反面、特異日がどんな日なのかを把握するのも意味があると思う。特異日（ハレの日）が異常値だからそこを避けて行う調査がある一方、特別な日を見て施策を考えるというのも大事な視点かと思う。例えば徳島では、阿波踊りの日の状況に合わせて道路も計画する。日常より阿波踊りの方が大事ということで、それはそれで良いと思う。池袋では、若者が賑わいを誘引してくれる特別な日というのをどう見るかということ、今回の調査で実施する必要はないが、イベント時の状況を把握しておくことは意味があると思う。

(大沢副部会長)

- ・としま区民センターの共同荷さばきスペースは1台分しかなく予約制ではないので、利用者が被ってしまう可能性がある（既に利用者がいると後から来た車両は利用できない）。その状況も把握できると今後の施策の検討に活用できると思われるので、もし可能であれば、今回の調査で観測して頂きたい。

(事務局)

- ・ご指摘の状況も観測することとする。

(国土交通省街路事業調整官 小川部員)

- ・先程、予算の話があったが、都市局に「まちづくり交付金」という制度があり、ソフト・ハードなどパッケージで支援をさせて頂いている。昨年度から、人の流れを観測するカメラやセンサーなどの設置についても対象に追加させて頂いている。ご相談があれば柔軟に対応しているところであるので、もし豊島区の方でご検討されるのであれば、ご相談頂ければと思う。

(中村部会長)

- ・本年度の実施内容について、交通検討部会として承認するということが宜しいか。

(一同)

- ・異議なし。

(事務局)

- ・『池袋副都心交通戦略 2020 更新版（概要版）』の作成については、内容は本編の抜粋・要約となるので、交通検討部会に諮るのではなく部会長にご確認頂くということでお願いしたい。

(中村部会長)

- ・『池袋副都心交通戦略 2020 更新版（概要版）』の作成については、部会長預かりとさせて頂くことでよいか。

(一同)

- ・異議なし。

○事務局より「南北区道周辺荷さばきルールの策定について」の報告

討議内容は以下のとおり。

(中村部会長)

- ・荷さばきルールは、地域の方々が様々な形で係わっていて、今後も調整を行っていく事項がまだまだあるかもしれないが、育てていくということだと思ふ。そういった意識で進めていって頂きたい。そのためにも、様々な方に周知し知ってもらふということが大事である。また、荷さばきの課題を抱えている地域は他にも沢山あるので、広く開示していくという姿勢も大事かと思ふ。

(東京都安全施設課長 三浦部員代理)

- ・荷さばきルールを運送事業者や商業事業者を守ってもらうにあたって、ただ守って下さいというものなのか、インセンティブなどがあるのか、工夫したことがあれば参考までに教えて頂きたい。

(事務局)

- ・主要な運送事業者や商業事業者に荷さばきルール策定協議会に委員として参画して頂いて、委員の皆様と一緒に守っていきましょうというのが基本姿勢であるが、インセンティブとしては、「優良な事業者への表彰等」を検討していくということで、荷さばきルールにも記載している。具体的な内容は決まっていないが、優良な事業者を区のホームページなどで公表する等を検討している。

(中村部会長)

- ・区のホームページなどで公表されることは事業者にとっては名誉なことかと思ふ。インセンティブについては長期的な課題であるが、海外でも様々な取り組み事例があるので、勉強しておくといい。

○事務局より「池袋地区駐車地域ルールの策定について」の報告

討議内容は以下のとおり。

(中村部会長)

- ・「資料4 池袋地区駐車地域ルール運用マニュアル概要版(案)」は、現時点ではまだ案ということで良いか。

(事務局)

- ・まだ案である。10月に運用開始を予定しているが、今後予定している池袋地区駐車地域ルール運用委員会に諮り策定する予定である。公表もまだしていない。

(東京都交通計画調整担当課長 酒井部員代理)

- ・「隔地先は当該建築物の敷地から概ね300mの範囲内」としているが、図を見て解釈すると駐車地域ルールの範囲外の隔地は認めないといふことで良いか。
- ・「バリアフリー経路の確保等に…努めてください」とあるが、審査機関の都市計画協会の方できちんと審査をされるのか。それとも、努める程度で良いか。

(事務局)

- ・隔地先については、駐車地域ルールは弾力的な運用を考えており、駐車地域ルールの範囲外での隔地を希望する場合でも、問題がなければ認めるということ考えている。
- ・バリアフリー経路については、都市計画協会の委員の方がしっかりと現場を見て、バリアフリー経路が確保されているかをきちんと確認すると伺っている。表現としては「努めてください」となっているが、審査の中ではかなり厳しく見ていくことになる。

(中村部会長)

- ・「特定路線の沿道では原則として駐車施設の出入口の設置を抑制していきます」とあるが、法律的に地権者の私権の制限にはならないのか。

(事務局)

- ・駐車場地域ルールは強制ではなく、適用するかは事業者の任意であるので、適用しないということも可能である。その場合は、東京都の条例に従ってもらうことになる。

VII. その他

(事務局)

- ・次回の交通検討部会の開催は、来年（令和3年）3月頃を予定している。詳細については決まり次第、別途連絡する。

以 上